

お客様各位

「保安台帳更新ご協力のお願い」

株式会社大岡酸素商会

平素は弊社ならびに担当営業をご愛顧いただきありがとうございます。特に弊社商品である高圧ガス商品の保安管理にあつては格別のご理解とご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。

さて、私ども高圧ガス販売店は、高圧ガスという法令により厳しく規制された商材を取り扱っているため、以下に示すように、高圧ガス保安法が定める販売業者が従うべき技術上の基準に従って販売することが、義務づけられております。そのひとつに、高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えることが、一般高圧ガス保安規則に規定され、基本通達においてこの台帳には引渡先の名称及び所在地や消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等を書くこと、さらに業界の自主基準において、お客様側の取り扱い責任者のお名前もいただくものとした書式が作成されております。

[保安法] (販売の方法)

第二十条の六 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない (以下略)

[一般高圧ガス保安規則] (販売業者等に係る技術上の基準)

第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする  
一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること (以下略)

[基本通達より抜粋]

「保安状況を明記した台帳」に少なくとも掲げる事項・・・

引渡先の名称及び所在地、当該引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名、直接消費者に販売する者にあつては消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等

台帳の情報は、お客様自身の緊急事態が起こった場合などに、お客様自身や消防機関などからお問い合わせをいただいたとき等に活用いたします。もし納入しているガスの種類や貯蔵方法、あるいは事業所名や住所表記に変更があつた場合には、その問い合わせに誤つた情報を与えたり、お客様自身が特定できなかつたりして、被害の拡大を招く恐れがあります。

特に、責任者の異動や、事業所名や住所表記の変更などは、販売店側では見落とすこともございますので、以下にお知らせいただきたい項目を列挙いたしますので、それらの事項に変更があつた際には販売店にもご連絡をいただき、台帳の内容の更新にご協力を賜りますよう、よろしくごお願いいたします。

記

- ・ご登録いただいている取扱主任者
- ・事業所所在住所または表記
- ・社名/事業所名称
- ・ガスの貯蔵/消費場所
- ・主な消費の方法
- ・その他届出/許認可他保安上特別な変更

以上

お客様各位

「貸与容器の保管指導などへのご対応のお願い」

株式会社大岡酸素商会

平素は弊社ならびに担当営業をご愛顧いただきありがとうございます。特に弊社商品である高圧ガス商品の保安管理にあっては格別のご理解とご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。

さて、すでに更新のご協力についてご案内申し上げました法定の「保安台帳」は、お客様の保安状況を記録するものであり、いつ、どんなことが起こって、どんな対応になったという記録をとる欄があります。また、供給に用いております「高圧ガスを充てんした容器の所有者」である我々販売店は、以下に法の定めるとおり、応急の措置を行うとともに、充てん容器等の安全な場所への移動あるいは要員の退避といった措置を義務付けられており、これらに違反した場合には最高30万円+両罰（会社・雇い主にも同額の罰金）という罰則も科せられると定められております。

**【保安法】（危険時の措置及び届出）**

**第三十六条 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設**

**又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったときは、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。**

もちろん、お客様がご使用中の場合、経済産業奨励の中に「措置を講じることができないときは・・・（中略）・・・警告すること。」と定められており、我々としてはこれに基づき、その危険な状況を改善していただけるよう、ご指導申し上げさせていただきます。ここで申し上げた危険な状況というのは、たとえば、酸素、アセチレンの容器置場の目の前に喫煙所ができていたとか、容器置き場の中まで西日が差し込んでいたとかいったようなことまで含まれることもあります。これは、この「容器が危険な状態」を事故であると定義している、経産省発行の「事故措置マニュアル」において、その状態が発生する恐れのあるものを含めて6つある事故の一つとされています。

**【経済産業省原子力安全保安院発行「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」より】**

**2. 事故の定義等** (1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱中に、発生したもの及び発生するおそれのあるもので、次に掲げるものをいう。(中略)

**⑥高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。**

つまり販売店は、危険な状態を見つけた場合、容器等の保安指導を行って改善していただくとともに、保安台帳に記録し、場合によってはこれを事故として処理するため、行政に事故届けを提出して報告しなければならないということです。

間違っても販売店が指摘した問題を 是正していただかず、事故の状態が継続しているという報告を書くようなことにならないよう、なにとぞご協力をよろしくお願いいたします。